

災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定

富山県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校（以下「乙」という。）は、富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富山県内で発生した大規模自然災害時等（以下「災害時」という。）に、甲の要請に基づき、乙が行う船舶の運航に関して必要な事項を定め、甲乙協力のもと、円滑な緊急対応を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、必要があると認められたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- 2 災害時における被災者救援を支援するため、若潮丸等所管する船舶を運航すること。
- 3 前項を行うため、若潮丸等船舶運航の要員確保等体制を整備すること。
- 4 その他必要に応じ、支援すること。

（要請）

第3条 前条に規定する要請は、甲から乙に対して、書面を交付して行うものとする。

ただし、書面交付が困難な場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、おって書面を交付するものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく船舶の運航に必要な人件費その他費用は、原則として乙が負担する。

- 2 前項の費用のうち、船舶を運航するための燃料費は、甲が負担する。
- 3 船舶保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第5条 乙は、船舶の運航にあたり、自らの責任により保険に加入するものとし、この協定に基づく船舶の運航中に事故等が発生した場合は、加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（損害の補償）

第6条 この協定に基づく船舶の運航において、乙が確保した要員（以下「従事者」という。）が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した船舶が、汚損し、若しくは損傷したときは、甲は、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害補償に関する条例（昭和38年富山県条例第15号）に定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合
- (4) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

（協議）

第7条 甲、乙双方は、本協定について疑義が生じた場合、協議の上、解決するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年11月17日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

新田 八朗



乙 富山市本郷町13番地
独立行政法人 国立高等専門学校機構
富山高等専門学校長 賞雅 寛而

